

令和6年度【第1学期分】

授業料減免(徴収猶予)の申請について

2020年4月から「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、留学生を除く学部学生を対象とした新しい修学支援制度が始まりました。

本支援制度の対象となった学生は、授業料が減免され、日本学生支援機構より奨学金が給付されます。

この制度による支援を受けるには、まず日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、採用されることが必要です。採用された奨学金の支援区分により授業料等の減免額(全額免除、2/3免除、1/3免除又は1/4免除)も決定します。

【令和6年度からの変更点】

令和6年度から学部生(留学生を除く)を対象とした日本学生支援機構給付奨学金の支援対象が拡充されます。これまで3段階の支援区分だったところ、世帯年収600万円程度までの多子世帯(扶養する子どもの人数が3人以上である世帯)を対象として、新たに第IV区分(減免額:1/4免除)が新設されます。対象者の方は、4月に実施する日本学生支援機構給付奨学金の在学採用への申込を必ず行ってください。

平成31(令和元)年度以前入学の学部生(留学生を除く)について

標記の学生については、平成31(令和元)年度まで実施していた経済的理由による授業料免除制度の支援対象者であった学部学生(平成31(令和元)年度以前入学)のうち、新制度の支援対象外及び従前の授業料免除制度の結果と比較して、新制度の減免額が減額となる場合は、経過措置として、予算の範囲内で従前の免除判定結果との差額分を免除するようになります。

そのため、今まで提出していた書類も併せて提出してください。

※予算の範囲内で、従前の家計基準及び学力基準(P13参照)による審査を行いますので、過去に全額免除を受けていた学生が、必ず全額免除されることを保証するものではありません。

免除基準を満たしていても予算の都合により不許可となる場合もあります。

※新制度の支援対象となりうる学生(P2~3参照)については、新制度での申請がなければ、経過措置の授業料減免申請の対象とはなりません。必ず新制度における手続きを行ったうえで、経過措置に係る従前の授業料減免申請の手続きを行ってください。

なお、新制度への手続きを行っていない者(日本学生支援機構の給付奨学金の申し込み手続きを行っていない者)は、4月に実施する日本学生支援機構給付奨学金在学採用に申し込みをしてください。

授業料減免を申請する方は、この説明資料を熟読のうえ、申請に必要な所定の様式及び関連する書類等を取り揃えて、指定された申請期限内に提出してください。

また、授業料減免の申請者は、減免の許可又は不許可の決定通知があるまで授業料の納付が猶予されます。従って、その間授業料を納付しないでください(授業料減免申請後に納付した場合は、授業料減免の申請が無効となります)。

修学支援新制度における申請資格

次のⅠ～Ⅲのすべてに該当する方が支援対象です。大学院生、私費外国人留学生は支援対象外です。

(注1) 永住者や定住者の在留資格があり日本に定住する意思のある外国人学生を除き、外国人は利用できません。

Ⅰ. 家計基準 (収入基準・資産基準)

(1) 収入基準 (住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生)

2022年1月1日～12月31日の収入に基づく2023年度住民税情報において、以下の支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅳ区分)のいずれかに該当すること

【第Ⅰ区分】 本人と生計維持者(原則父母:以下同じ)の市町村民税所得割が非課税(※1)

【第Ⅱ区分】 本人と生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満

【第Ⅲ区分】 本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満

【第Ⅳ区分】 世帯年収600万円程度までの多子世帯(扶養する子どもの人数が3人以上である世帯)

(※1) ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2) 支給額算定基準額★1=課税標準額×6%－(調整控除額+調整額) ★2(100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式に関わらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額+調整額)に3/4を乗じた額となります。

※自分が本制度の対象か否かは日本学生支援機構のサイトから確認できます。

第Ⅳ区分については、進学資金シミュレーターへの反映時期は未定です。

奨学金の支給額等が試算できるので**必ず申請前に家族と確認してください。**

日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>



(2) 資産基準

資産の合計額が下記の基準額を超える場合は、支援対象となりません。

本人と生計維持者(原則父母)の資産額の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)

※対象となる資産の範囲は以下のとおりで、土地・建物等の不動産は対象となりません。また、住宅ローン等の負債相殺することはできません。

- ・現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)
- ・預貯金(普通預金、定期預金等)及び有価証券(株式、国債、社債、地方債等)
- ・満期や解約により現金化した保険

Ⅱ. 学力基準

(2024年度 2年生以上の学生(編入学者を含む))

学業成績が次のいずれかに該当する必要があります。

ア GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること

イ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(「標準単位数」= (卒業に必要な単位数÷修業年限)×申請者の在学年数)

※ただし、以下に該当する者は、支援の対象外となります。

1. 修業年限で卒業又は終了できないことが確定したこと。
2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。
3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学習意欲が著しく低い状況にあると認められること。

(注1) 災害・傷病、その他やむを得ない事由がある場合は、事前に担当窓口まで相談してください。

(注2) 編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数の基準で判定されます。

Ⅲ.その他の基準

(1) 大学への入学時期等に係る基準

以下①～③のいずれかに該当する人

① 高等学校等(※1)を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日(※2)までの期間が2年を経過していない人

※1 インターナショナルスクールや在外教育施設等の卒業者はここに含まれないため、③を参照。

※2 現在在学する大学に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日とします。なおこの場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了等した後1年以内に現在在学する大学に編入学又は転学している必要があります。

② 高等学校卒業程度認定試験(以下「認定試験」といいます。)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人(5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます)で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

③ 以下のA～Cのいずれかに該当する人(その他、外国の学校教育の課程を修了した人など)

A 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

(A) 外国において学校教育における12年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定したもの

(B) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人

(C) 文部科学大臣の指定した人

B 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下に該当する人であって、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

・学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

C 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下に該当する人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までのもの

・大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認めた人であって、18歳に達したもの

(2)在留資格等に係る基準(日本国籍でない場合)

外国籍の方は、次の①～③のいずれかに該当する方のみ支援対象となります。

① 法定特別永住者

② 在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である方

③ 在留資格が「定住者」であって、日本に永住する意思がある方

申請期限

令和6年3月28日(木) 17時まで

★ 申請期限以降は、受付できません(ただし、申請者の怪我や病気・学資負担者の死亡・風水害等の特別な事情が起きた場合は相談してください)。

上記の場合には、担当窓口の指定する期日まで申請期限を延長する場合があります。

なお、発行機関の都合、進学・就職等により、申請期限内に整わない書類がある場合や不明な点がある場合は、必ず申請締切日前に担当者に相談してください。

★ 大学では、学生各位への周知は教務情報システム(KULAS)を使っています。授業料減免の申請についても、KULASで周知するため、KULASのお知らせ一覧は必ず確認するようにしてください。

※授業料減免申請書類申請期限年間予定(在学生) ★授業料減免申請は学期ごとに行う必要があります。

区分	資料配布開始時期	申請書類申請期限
第1学期分	1月下旬	3月下旬【今回は28日(木)】
第2学期分	7月下旬	9月下旬

提出先

授業料減免に関する担当窓口

- 朝倉キャンパス 学生支援課 経済支援係(授業料減免担当)
 - 〒780-8520 高知市曙町二丁目5番1号
 - ◇ TEL 088-844-8146
 - ◇ FAX 088-840-4134
- 岡豊キャンパス 学生課 学生支援係(授業料減免担当)
 - 〒783-8505 南国市岡豊町小蓮
 - ◇ TEL 088-880-2268
 - ◇ FAX 088-880-2264
- 物部キャンパス 物部総務課 学務室 学生支援係(授業料減免担当)
 - 〒783-8502 南国市物部乙200
 - ◇ TEL 088-864-5217
 - ◇ FAX 088-864-5134

提出方法

提出先窓口への持参、又は郵送

※提出期限までに全ての書類が揃っていない場合は、申請書類を受理できないため、高知県内に在住している方は、可能な限り窓口への持参を推奨します。

郵送申請の場合の注意事項

◎郵送で提出される際は、簡易書留郵便等の配達の追跡確認ができる郵便で送付ください。

◎普通郵便で送付され、郵便事故等により書類を受け取ることができなかった場合は授業料免除の申請を受理することができません。

◎不備書類に特に注意してください。不備書類があり、担当者からの連絡に応じない場合は、審査対象となりません。

減免決定の時期及び通知方法

1. 決定時期

7月下旬（予定）

2. 結果通知方法

減免の可否（全額免除・半額免除・2/3免除・1/3免除・1/4免除・不許可）は、提出してもらった返信用封筒により郵送で通知します。

※選考終了後に結果通知を郵送したことを、**教務情報システム(KULAS)のお知らせ一覧**でお知らせします。

授業料の納入方法

半額免除、一部免除又は不許可となった方は、決定通知の日から起算して21日以内に所定の額を納入しなければなりません。納入方法を確認のうえ、減免されなかった授業料をすみやかに納付してください。口座引き落としの方は、口座へ所定の額を入金しておいてください。（26日が引落日、土・日の場合は月曜日）

授業料納入等に関する窓口： 経理室 出納係【088-844-8125】

許可の取り消し

授業料の減免を許可された後でも、申請書類の記載事項に虚偽の事項が判明した場合は、許可が取り消しとなり、減免分の全額を直ちに納付しなければなりません。

提出書類

減免を希望する場合は、次により申請書類を提出してください。

★ 提出された申請書類は一切返却いたしません。必要であれば各自コピーを取っておいてください。

☆ 提出後申請内容に変更があった場合は、すみやかに申し出てください。

申請者全員が提出する書類

	提出書類	留意事項	発行機関等
1	授業料減免申請書類チェックリスト	提出書類について本人チェック欄にチェックを入れてください。	
2	<p>★<u>修学支援新制度継続の場合</u></p> <p>「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書 (A 様式 2)」</p> <p>★<u>修学支援新制度新規申請の場合</u></p> <p>「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A 様式 1)」</p>	<p>申請者本人が記入してください。</p> <p>※<u>新制度で支援対象外となり、新制度へ申し込みを行うことができない者は提出不要。</u></p> <p>日本学生支援機構の <u>給付奨学金を現在受給している方は</u>、「A 様式 2」を提出してください。</p> <p><u>4月に実施の給付奨学金に申請する方は</u>、「A 様式 1」を提出してください。</p>	
3	授業料免除願 (様式 I)	記入要領及び記入例を参照して、申請者本人が記入してください。	
4	<p>住民票 (住民基本台帳) (原本)</p> <p>※<u>世帯全員の住民票</u></p>	<p>父母等 (主たる学資負担者) と同居している全員が記載されたもの (「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載されたもの)。</p> <p>※<u>発行日は、申請前 3 ヶ月以内のもの</u></p> <p>マイナンバーの記載されたものは受け取れませんので「マイナンバーの記載されていない住民票」を取り寄せてください</p>	市区町村役場

絶対必要

絶対必要

5	<p>所得・課税証明書（原本）</p> <p>※授業料免除願（様式Ⅰ）の「就学者を除く家族」欄に記載した家族（乳幼児を除く）は全員必要</p> <p>※地域によって名称が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none">・市県民税課税（所得）証明書・市県民税課税台帳記載事項証明書等	<p>○令和5年度（令和4年1月～令和4年12月）の所得・課税証明書を提出してください。現時点での最新のもの。（所得額、課税額の記載があること。）</p> <p>※マイナンバーの記載がないもの。</p> <p>○無収入の方（専業主婦（夫）、無職、年金生活者等）も提出してください。（所得0円のための証明。非課税証明書でも可。）</p> <p>○未就学者、就学者の兄弟姉妹等、令和6年3月まで就学者だった方は不要。</p>	市区町村役場
6	返信用封筒（84円切手貼付）	長形3号の返信用封筒に、住所・宛名（申請者本人）を明記のうえ、84円切手を貼付してください（特別な事情がある場合は父母等の住所でも可）。	

該当者が提出する書類

(1) 給付奨学金に関する書類

	提出書類	留意事項
	日本学生支援機構給付奨学金に関する書類	給付奨学金の奨学生証（写）

(2) 所得に関する書類

（上の表5の所得・課税証明書の裏付けをする書類です。該当項目に応じて、書類を必ず提出してください）

	提出書類	留意事項	発行機関等	
1	給与所得者（パート・専従者を含む）	令和5年1月1日以前から現在も引き続き勤務している方	○令和5年分(令和5年1月～令和5年12月)の源泉徴収票（写も可。） ○パート等で源泉徴収票が発行されない場合は、勤務先等の様式による給与明細書及び賞与明細書（令和5年1月～令和5年12月）。	勤務先
		令和5年1月2日以降に就職又は転職した方	○令和5年分の源泉徴収票（写も可）と最近3ヶ月分の給与明細書及び賞与明細書（賞与が支給されない場合は、その旨を記載した証明書）。（令和5年1年間の給与・賞与額がわからないために必要です。抜かりが多いので気を付けてください。）	勤務先
		新規に就職した方（採用が内定している方）	○1学期分出願時で、当年4月以降に就職予定者がいる世帯は、「給与支払見込額証明書」又は「給与の記載された求人票の写」等（賞与が支給されない場合は、その旨を記載した証明書）。	勤務先等
		令和5年10月以降に退職又は退職予定の方	○退職証明書及び退職（一時）金支給額明細書（支払を受けた金額・年月日が記載されたもの）。ただし、退職金の支給がない場合は、その旨を記載した証明書が必要。	元勤務先及び現勤務先

2	<p>給与所得以外の所得者 (商業・工業・農林業・漁業等)</p> <p>その他の所得 (その他の職業・不動産所得・配当・利子・雑所得等)</p>	<p>○確定申告している場合は、令和5年分(令和5年1月～令和5年12月)の確定申告書(控)(一表・二表の写)及び収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写。</p> <p>○確定申告をしていない場合は、令和6年度の市民税・県民税申告書(表・裏面の写)。</p> <p>○同族会社の方は、損益計算書(写)。 (経営者及び役員が2親等以内の血族によって占められている場合)</p> <p>○令和5年1月以降に給与以外の所得を得ている方は、所得(見込)申立書。</p>	<p>税務署へ提出した申告書の控</p> <p>市区町村役場</p>
3	年金・恩給受給者	<p>○最新の年金額(改定)通知書又は年金振込通知書(はがき)等の写。</p> <p>*複数受給している場合は全ての写が必要です。</p>	市区町村役場 社会保険事務所等
4	児童手当受給世帯	<p>○最新の受給決定(変更)通知書(写)又は支給額が確認できる書類。</p> <p>*中学校修了までの児童を家庭で養育している世帯が受給できます。</p>	関係機関
5	児童扶養手当受給世帯	<p>○児童扶養手当受給通知書(写)</p> <p>*父子又母子世帯で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している世帯が受給できます。</p>	関係機関
6	特別児童扶養手当受給世帯	<p>○特別児童扶養手当受給通知書(写)</p> <p>*精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護・養育している世帯が受給できます。</p>	関係機関
7	生活保護受給世帯 (生活扶助費受給者)	○最新の生活保護受給決定通知書(写)又は支給額が確認できる書類。	社会福祉事務所
8	無職者(失業者)	○雇用保険受給資格者証明書(写)(表裏ともコピー)又は失業給付金給付明細書(写)。	職業安定所

9	臨時的な所得 (令和5年10月以降退職金、 退職一時金、保険金、資産譲 渡による所得及び山林所得の 支払いを受けている場合)	○金額がわかる証明書類(写)を必ず添付すること。	関係機関
10	その他	○大学が必要と認めた証明書類	関係機関

(3) 特別控除関係及びその他必要書類

(該当項目に応じて、書類を必ず提出してください)

	提出書類	留意事項
1	住民票に記載されていない方を扶養している世帯	○民生委員の証明書(発行されない場合は学資負担者の申立書)、又はその 他証明できる書類。 ※民生委員は市町村役場で確認できます。
2	住民票に記載されている が同一生計でない方がいる世帯	○民生委員の証明書(発行されない場合は学資負担者の申立書) 又はその 他証明できる書類。 ※民生委員は市町村役場で確認できます。
3	16歳以上60歳未満の無職 者がいる世帯	○無職等の申立書 ○両親について、専業主婦又は専業主夫は申請書の職業欄に「専業主婦」 又は「専業主夫」と書く。ただし、所得・課税証明書が「0円」の者に限 る。
4	就学者のいる世帯 (申請者本人は除く)	○兄弟・姉妹等が高等学校以上(公立の高等学校は除く)の就学者の場合 は、 在学証明書 を提出してください。 ○兄弟・姉妹等で 国立の学校(大学、高専、高校等) に在学している方につ いても、 在学証明書 を提出すること。 ○専修学校の高等課程及び専門課程に在学している方は控除の対象となり ますので、 在学証明書 を提出してください。専修学校の一般課程及び各 種学校(予備校、職業訓練校、その他)に在学している方については控 除の対象となりませんが、無職の証明にかわるものとして、 在学証明書 を提出してください。 ※発行日は、 申請前3ヶ月以内のもの

5	身体等障害者又は原爆被爆者がいる世帯		○障害者手帳等の写
6	長期療養者がいる世帯（6ヶ月以上療養し、現在も療養中の方。） 長期療養者控除を必要としない場合は不要		○医師の診断書（病名、治療期間の記載されたもの）及び医療費の領収書（提出前1年間の月々の医療保険自己負担支払額がわかるもの。）。 *領収書（写も可）が多い場合は整理して、月別に集計してください。 ※診断書に記載された病名に対して支払った医療費等の領収書のみ提出してください。 ○療養付加金等の補てん金額が確認できるものが必要。
7	主たる家計支持者が別居中の世帯 特別控除を必要としない場合は不要		○別居先の住居費、光熱・水道費等（申請時前1年間の支払分）の領収書の写。
8	免除対象者2.の該当事項 納期前6ヶ月以内（新入学者の前期分申請の場合は、入学前1年以内）	学資負担者死亡	○死亡確認ができる証明書（除籍抄本、死亡診断書、埋葬許可書等）の写。 ○退職（一時）金支給額証明書又は支給明細書（写）。 ○保険金の支払明細書（写）。 支払いを受けた金額・年月日が記載されたもの。退職金等が支給されなかった場合は、その旨を記載した証明書。
		本人又は学資負担者の被災	○罹災証明書及び被害証明書（被害金額が記載されたもの）。 ○保険金・損害賠償金等の支払明細書（写）。 （支払いを受けた金額・年月日が記載されたもの） ○修理費等の領収書（写）。
9	その他		○大学が必要と認めた証明書類。

記入要領

- 4月1日現在で事実をありのままに、わかりやすく記入してください。記入すべきことが書かれていない、必要書類が添付されていないとき、判読しにくいなど申請書に不備があるときは、選考から除外します。
また、内容が故意に事実と相違して記入してある場合は、決定後でも許可を取り消す場合があります。
- 疑問点や必要書類（個人個人で異なる）等、不安な場合は受付時までにご相談に来てください。
- 父母等にも十分説明し、納得の上、協力してもらってください。
- 申請書については、提出の際に質問することがありますので、内容をよく把握しておいてください。
- 記入の際は、黒のペン又はボールペンを使用し、間違った場合は＝線を引いて訂正印を押した上で、余白に記入してください（修正液は使用しないでください）。
- 書類提出時は、訂正用に印鑑を持参してください。

《証明書類提出に関するお願い》 → 原本・コピーを問わず提出書類はA4サイズに統一してください

- A4より小さいサイズの証明書類（源泉徴収票、はがきサイズの振込通知書等）は、紛失防止のため、A4サイズの適当な用紙に貼ってください（見やすい程度に複数貼付してよい）。また、コピーするときは、拡大せずにA4サイズの用紙にコピーしてください。なお、左綴りとするため、左側に余白があるようにしてください。
- 授業料免除願（様式I）、添付書類については、提出の際に質問することがありますので、内容をよく把握しておいてください。また、必要に応じて他の書類の提出を求める場合があります。

○授業料免除願（様式I） 令和6年4月1日現在の状況で記入

本人 : 免除願は申請者本人が記入。学部・学科・学年・学籍番号等忘れないこと。
学資負担者 : 父母等を記入。独立生計者に該当する場合は記入不要です。
出願理由欄 : 出願理由は、申請するに至った事情、特に説明を要する事情、経済的に授業料の納付が困難な理由を具体的に記入してください（学生自身が）。
○学資負担者が無職、失業等の場合は、就業の見込の有無及び生活費の出所を明記すること。

家庭調書欄 : 学籍番号を、家庭調書欄の上部（ ）内に記入。
○別紙記入例を参考にして記入してください。

○その他

申立書 : 授業料免除願（様式I）に書ききれなかった場合、その他特に申立が必要な場合、特に様式がないときは、この用紙によってもかまいません。

免除基準の概略

「家計基準」及び「学力基準」の両方を満たす者から選考。

1. 家計基準

本学の選考基準で定めた、家計評価に基づき適格と判断された者が選考の対象となる。

○ 特例（家計基準の緩和処置）

長期療養者・身体障害者がいる世帯等で、家計の支出が多額となる特別の事情がある者。

2. 学力基準

(1) 学部学生

2年生以上

ア. 前年次までの修得単位が次表に掲げる単位以上の方。ただし、医学部は進級判定に合格した方、地域協働学部は次表に掲げる単位数以上かつ進級に必要な科目すべてを修得している方。

人文社会科学部・教育学部・理工学部・農林海洋科学部・地域協働学部

区 分	2年生	3年生	4年生
修得単位	32単位	64単位	卒業論文提出有資格者の単位

イ. 前年次までに修得した科目数のうち、秀、優及び良と判定された科目数が総修得科目数の70%以上の方。

○ 最短修業年限を超えた方は、免除の対象としない。ただし、病気、留学等特別な事由があると認められた場合は対象となることがある。

○ 特例（学力基準の緩和処置）

母子・父子世帯、生活保護世帯等で経済的困窮度が著しく高い方。

書類提出上の注意点

所得・課税証明書について

- 所得金額だけでなく、住民税の課税額の証明も必要です。
証明書の名称にかかわらず、所得額と住民税額のわかる書類を提出してください。

住民票について

- マイナンバーの記載された住民票は受け取れません。必ず「マイナンバーの記載されていない住民票」を取り寄せのうえ提出してください。

アルバイトについて

- 独立生計者以外の者は、アルバイト収入を家計収入に算入していませんので記入不要です。
- 独立生計者はこれまで通りアルバイト収入の記入及び必要書類を提出してください。

専業主婦・主夫（無職）の父・母親について

- 母(父)親が専業主婦(夫)で所得・課税証明書の所得欄が「0」の場合、様式I「授業料免除願」裏面の家庭欄の母(父)親の「現在の職業」欄に「専業主婦(夫)」と記入してください。
この場合には、働ける年齢であるが働いていない者として「無職を証明する」書類の提出は必要ありません。
- 所得・課税証明書に所得が計上されている場合は、「無職を証明する」書類の提出または、収入の証明ができる書類の提出が必要です。

要注意

- 所得・課税証明書、住民票は必須の書類です。必ず原本を提出すること。
- 源泉徴収票（写）や確定申告書（写）は所得・課税証明書の裏付けをする書類ですので必ず提出する必要があります。所得・課税証明書だけ、源泉徴収書（写）だけの提出は書類不備となります。

授業料減免申請の提出について

授業料減免申請では、申請時にすべての書類を揃えて提出することとしています。提出期限内にすべての書類がそろっていない場合は、一切受付できません。

*ただし、提出期限までに提出できない相当の理由（兄弟姉妹が進学したばかりで在学証明書が発行できない等）があり、かつ、提出期限前までに担当窓口へ連絡・相談してきた者で、本学が特に認めた場合はこの限りではありません。

授業料免除申請書類チェックリスト (1/2)

平成31 (令和元) 年度以前に入学した学部学生

このチェックリスト提出者は授業料免除を希望するものとして成績を調べます。
 *申請受付日に提出しなかった者については、授業料徴収猶予はありません。辞退する場合は、早急に担当係へ申し出てください。

	学籍番号	
名前	連絡先の電話番号	
所属		
学部 土佐さがけプログラム	学科 (課程) 育成コース	年生

受付日： 月 日 (再提出期限日 月 日 (再受付 月 日))

※「本人チェック欄」にチェックを入れて提出してください。

提出書類		本人チェック欄	大学チェック欄
全員提出する書類	1 授業料免除申請書類チェックリスト2枚		
	2 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の【給付奨学金生の方】認定の継続に関する申請書 (A様式2) 【給付奨学金新規申請の方】認定に関する申請書 (A様式1) ※新制度で支援対象外となり、新制度へ申し込みをできない者は提出不要。		
	3 授業料免除願 (様式I)		
	4 住民票 (原本) ※世帯全員が記載されたもの (マイナンバー記載なし)		
	5 所得・課税証明書 (原本) ※父母等と同居している就学者以外全員必要 (未就学児、令和6年3月まで就学者だった兄弟姉妹は除く) ※無収入の方 (専業主婦 (夫)、無職、年金生活者等) も必要です。		
	6 長形3号の返信用封筒 (封筒表面に住所・氏名を記入し、84円切手貼付)		
	7 アルバイトの支払証明書 独立生計者のみ提出		
該当者が提出する書類	8 日本学生支援機構給付型奨学金の受給者ですか。 →「はい」の方 給付奨学生証 (写)	はい いいえ	
	9 給与所得者 (会社等に勤めている方 (パート・アルバイトも含む)) がいる世帯ですか。 ※独立生計者ではない学生のアルバイト収入は提出不要です。 →「はい」の方 令和5(2023)年分 の源泉徴収票 (写) を提出	はい いいえ	
	10 令和5(2023)年1月2日以降に転職・就職した方がいますか。 →「はい」の方 給与支払 (見込) 証明書又は直近三ヶ月の分給与明細書 (写) *賞与があれば、賞与明細書 (写) も一緒に提出 (賞与がない場合は、賞与が支給されていない旨が記載された証明書 (雇用契約書の (写) 等。)	はい いいえ	
	11 令和6 (2024) 年4月1日以降に新規就職予定の方がいますか。 →「はい」の方 給与支払 (見込) 証明書又は給与額が分かる求人票 (写) を提出	はい いいえ	
	12 令和5 (2023) 年10月1日以降から申請日までに退職又は退職予定の方がいますか。 →「はい」の方 退職 (予定) 証明書及び退職金支給額明細書 (写) を提出	はい いいえ	
	13 自営業 (商業・工業・農林業・漁業等) の方及び配当・不動産・雑所得の所得者がいる世帯ですか。 →「はい」の方 令和5(2023)年分 確定申告書第一表、第二表、収支内訳書、所得税青色申告決算書 (写) 又は 令和6(2024)年度 市区町村県民税申告書 (写) を提出	はい いいえ	
	14 年金・恩給受給者はいますか。 →「はい」の方 最新の年金額 (改定) 通知書 (写) 又は年金振込通知書 (写) を提出	はい いいえ	
	15 児童手当を受給している世帯ですか。 →「はい」の方 最新の児童手当受給決定 (変更) 通知書 (写) を提出	はい いいえ	
	16 児童扶養手当を受給している世帯ですか。 →「はい」の方 最新の児童扶養手当受給決定 (変更) 通知書 (写) を提出	はい いいえ	
	17 特別児童扶養手当を受給している世帯ですか。 →「はい」の方 最新の特別児童扶養手当受給決定 (変更) 通知書 (写) を提出	はい いいえ	
	18 生活保護を受給している世帯ですか。 →「はい」の方 最新の生活保護受給決定通知書 (写) を提出	はい いいえ	
	19 失業者の方はいますか。 →「はい」の方 雇用保険受給資格者証明書 (写) 又は失業給付金給付明細書 (写) を提出	はい いいえ	
	20 16歳以上60歳未満の無職者はいますか。 (雇用保険受給中の方、専業主婦又は専業主夫は除く。) →「はい」の方 無職等の申立書を提出	はい いいえ	

授業料免除申請書類チェックリスト (2/2)

平成31 (令和元) 年度以前に入学した学部学生

該当者が提出する書類	21	私立高校生、公・私立大学生、専門学校生、専修学校生の兄弟姉妹はいますか。 →「はい」の方 兄弟等の在学証明書（原本）を提出	はい いいえ	
	22	国立の高専・大学生の兄弟姉妹はいますか。 →「はい」の方 兄弟等の在学証明書（原本）を提出	はい いいえ	
	23	予備校生の兄弟姉妹はいますか。 →「はい」の方 兄弟等の在学証明書（原本）を提出	はい いいえ	
	24	身体等障害者又は原爆被爆者の方がいますか。 →「はい」の方 障害者手帳等（写）を提出	はい いいえ	
	25	長期療養中（6ヶ月以上療養し、現在も療養中）の方がいますか。 →「はい」の方 ※長期療養者控除を必要としない場合は提出不要。 医師の診断書（原本）及び医療費の領収書（写）を提出	はい いいえ	
	26	主たる家計維持者が別居（単身赴任等）していますか。 →「はい」の方 ※特別控除を必要としない場合は提出不要。 別居先の住居費、光熱・水道費等（申請時前1年間の支払分）の領収書（写）を提出	はい いいえ	
	27	学資負担者が納期前6ヶ月以内（新入学者の前期分申請の場合は、入学前1年以内）に亡くなりましたか。 →「はい」の方 以下の書類を提出 *死亡確認ができる証明書（写） *退職（一時）金支給額証明書又は支給明細書（写） *保険金の支払明細書（写）	はい いいえ	
28	本人又は学資負担者が納期前6ヶ月以内（新入学者の前期分申請の場合は、入学前1年以内）に被災しましたか。 →「はい」の方 以下の書類を提出 *被災証明書及び被害証明書（原本） *保険金・損害賠償金等の支払明細書（写） *修理費等の領収書（写）	はい いいえ		
29	独立生計者ですか。 →「はい」の方 以下の書類を提出 *健康保険証（写） *父母等の源泉徴収票又は確定申告書（写）等所得税法上、父母等の扶養親族でない証明 *本人（配偶者がいるときは配偶者を含む）の所得課税証明書及びその収入を証明する書類（源泉徴収票等）	はい いいえ		

再提出通知書 (授業料免除/平成31 (令和元) 年度以前に入学した学部学生)

	学籍番号	
名前	連絡先の電話番号	
所属		
学部 土佐さきがけプログラム	学科（課程） 育成コース	年生

*あなたは下記の書類が不備です。再受付時までには本書と不備書類を添えて再提出のこと。

受付日： 月 日（再提出期限日 月 日（再受付 月 日））

*以下は記入しないこと

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> () 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A様式)
<input type="checkbox"/> () 授業料免除願 (様式I)
<input type="checkbox"/> () 住民票 (原本)
<input type="checkbox"/> () 所得・課税証明書 (原本)
<input type="checkbox"/> () 返信用封筒 (84円切手貼付)
<input type="checkbox"/> () アルバイト支払証明書
<input type="checkbox"/> () 給付奨学生証 (写) 又は 給付奨学生採用候補決定通知 (写)
<input type="checkbox"/> () 源泉徴収票 (写)
<input type="checkbox"/> () 給与支払見込証明書又は
直近3ヶ月分の給与・賞与明細書 (写)
<input type="checkbox"/> () 給与額が分かる求人票 (写)
<input type="checkbox"/> () 退職 (予定) 証明書及び退職金支給明細書 (写) | <input type="checkbox"/> () 確定申告書 第一表・第二表・収支内訳書 (写)
<input type="checkbox"/> () 市区町村住民税申告書 (写)
<input type="checkbox"/> () 年金額 (改定) 通知書又は年金振込通知書 (写)
<input type="checkbox"/> () 児童手当受給決定 (変更) 通知書 (写)
<input type="checkbox"/> () 児童扶養手当受給決定 (変更) 通知書 (写)
<input type="checkbox"/> () 特別児童扶養手当受給決定 (変更) 通知書 (写)
<input type="checkbox"/> () 生活保護受給決定通知書 (写)
<input type="checkbox"/> () 雇用保険受給資格者証明書 (写)
<input type="checkbox"/> () 無職等の申立書
<input type="checkbox"/> () 兄弟等の在学証明書 (原本)
<input type="checkbox"/> () 障害者手帳等 (写)
<input type="checkbox"/> () 申立書
<input type="checkbox"/> () その他 |
|--|--|

***書類が完備しない場合は、申請がなかったものとして取り扱います。**

日本学生支援機構の給付奨学金（※返還不要の奨学金）に新規申し込み予定の方用

A様式1

学籍番号
(入学手続き時は受験番号)

氏名

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

高知大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、高知大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が高知大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が（*を附した項目については、該当者のみ）記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学	
	氏名					
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)				
	現住所	〒 都道府県 市区町村				
	連絡先	本人 (携帯)	生計維持者 (電話番号)	□父 □母 □ ()		
	所属学部・学科等			学籍番号 (入学手続き時は受験番号)		
	学年	昼間・夜間の別		■昼 (昼夜開講を含む) □夜		
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期間/月数) 年 月 ~ 年 月 / 月		
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない		
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
□ 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】						
□ 在学採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】						
□ 4月に実施の在学採用に申し込み予定の者						

申請書の作成あたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、申請前に必ず下記の担当窓口まで問い合わせてください。
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピー（給付奨学生は奨学生証のコピーでも可）を必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、説明資料をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
- ① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
 - ② 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する可能性があること
 - ③ 定期的実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）可能性があること
 - ④ 本制度により授業料等減免を受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与額が変更されること
 - ※ 本制度による給付型奨学金を受ける場合も同じように、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与額が変更されます。
つまり、授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合は、第一種奨学金の利用にあたって貸与額が変更されます。
 - ※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

担当窓口・提出先（朝倉キャンパス）	学生支援課経済支援係	TEL088-844-8146	
	（岡豊キャンパス）	学生課学生支援係	TEL088-880-2268
	（物部キャンパス）	物部総務課学務室学生支援係	TEL088-864-5217

日本学生支援機構給付奨学金（原則、返還不要の奨学金）にすでに採用されている方用

A 様式 2

学籍番号

氏名

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

年 月 日

高知大学長 殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、高知大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が高知大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ				入学年月	年 月 入学
	氏名					
	生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)
	現住所	〒	—	都道府県	市区町村	
	連絡先	本人 (携帯)		生計 維持者 (電話番号)		<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> ()
	所属学部 ・学科等				学籍番号	
	学 年		昼間・夜間の別	■昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜		
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報					
給付奨学金の奨学生番号						

※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、申請前に必ず下記の担当窓口まで問い合わせてください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

担当窓口・提出先（朝倉キャンパス）学生支援課経済支援係	TEL088-844-8146
（岡豊キャンパス）学生課学生支援係	TEL088-880-2268
（物部キャンパス）物部総務課学務室学生支援係	TEL088-864-5217

※
授 業 料 免 除 願
徴 収 猶 予

令和 年 月 日
ただし、令和6年4月1日の状況を記入し、申請します。

高知大学長 殿

下記の理由により令和6年度 第1学期分 授業料 徴収猶予 の許可を受けたいので、所定の書類を添えて出願します。

本 人		学 部 土佐さきがけプログラム	学 科 課 程 育 成 コ ー ス 平成・令和	学 籍 番 号 年度入学	年 生
	氏 名	(歳) 男 ・ 女	電 話		
	現 住 所	〒			
学 資 負 担 者	氏 名		電 話		
	現 住 所	〒			
日本学生支援機構給付奨学金について		<input type="checkbox"/> 現在受給中 <input type="checkbox"/> 現在停止中 <input type="checkbox"/> 受給していない			
「進学資金シミュレーター」による確認 ※上記で「受給していない」にチェックのある方のみ記入		<input type="checkbox"/> 支援対象であった ※日本学生支援機構給付奨学金へ <input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 未申請→申請手続きを必ず行ってください。		<input type="checkbox"/> 支援対象外であった ※対象外となった理由の基準 <input type="checkbox"/> 収入基準 <input type="checkbox"/> 資産基準 <input type="checkbox"/> 入学時期 <input type="checkbox"/> 学業基準	
出願理由 } 授業料納付が困難で免除を希望するにいたった家庭事情や、その他説明を要することを具体的に出願者本人が記入すること。					
前年の授業料	第1学期※ 納付済・全免・半免・一部・不許可・申請なし	休学歴	期 間 年 月 日 ~ 年 月 日		
	第2学期※ 納付済・全免・半免・一部・不許可・申請なし		理 由 ※ 留学 ・ 病気 ・ その他 ()		
注) 1. ※印のところは該当するものを○で囲むこと。 2. 独立生計者に該当する場合は、学資負担者欄への記入は不要です。					

家 庭 調 査 書										
家族の住所	〒 () (電話) ()									
家庭の状況	就学者を除く家族		氏名	年齢	現在の職業	在職期間	勤務先・役職名	給与所得の収入金額(税込)千円	所得金額(税込)千円	
		父	※							
		母								
※※ 学別 資居 担に 者× に印 ○を 印す をる	本人	氏名	年齢		奨学金 受給状況 ※最新の状況 を記入	日本学生支援機構 給付奨学金 受給区分 (第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分) 月額 () 円				
		通学	0 自宅 1 自宅外			歳				
	就学者	続柄	氏名	設置区分	在学学校(学年)		通学区分	学校区分		
			(歳)	0国立 1公立 2私立	学校名 (年)		0自宅 1自宅外	0小学校 1中学校 2高校 3大学 4高専 5専修学校(高専) 6専修学校(専門)		
			(歳)	0国立 1公立 2私立	学校名 (年)		0自宅 1自宅外	0小学校 1中学校 2高校 3大学 4高専 5専修学校(高専) 6専修学校(専門)		
			(歳)	0国立 1公立 2私立	学校名 (年)		0自宅 1自宅外	0小学校 1中学校 2高校 3大学 4高専 5専修学校(高専) 6専修学校(専門)		
			(歳)	0国立 1公立 2私立	学校名 (年)		0自宅 1自宅外	0小学校 1中学校 2高校 3大学 4高専 5専修学校(高専) 6専修学校(専門)		
			(歳)	0国立 1公立 2私立	学校名 (年)		0自宅 1自宅外	0小学校 1中学校 2高校 3大学 4高専 5専修学校(高専) 6専修学校(専門)		
			(歳)	0国立 1公立 2私立	学校名 (年)		0自宅 1自宅外	0小学校 1中学校 2高校 3大学 4高専 5専修学校(高専) 6専修学校(専門)		
	母子・父子世帯	<input type="checkbox"/> 父 無 死亡 ・ 生別 (年 月) 理由 () <input type="checkbox"/> 母 無 死亡 ・ 生別 (年 月) 理由 ()								
障害者等のいる世帯	続柄 () 障害者・原爆被爆者(障害者) 手帳番号 級 ()									
	続柄 () 障害者・原爆被爆者(障害者) 手帳番号 級 ()									
長期療養者	続柄 () 療養期間 年 月から 入院・通院・自宅療養 療養費(年額) (千 円)									
	続柄 () 療養期間 年 月から 入院・通院・自宅療養 療養費(年額) (千 円)									
学資負担者の別居	住居・光熱水費 (円/年)									
火災・風水害等の被害を受けた世帯	被害内容 被害額 (千円)									
その他	家族数	人	以下 大学記入欄	生活保護世帯	0 該当せず 1 該当	独立生計者 (大学院生)	0 該当せず 1 該当			

注) ※選択項目があるところは該当するものを○で囲むこと。

無 職 等 の 申 立 書

学籍番号 _____ 氏名 _____
 所属 _____ 学部 _____ 学科 (課程)
 土佐さがけプログラム _____ コース _____ 年生
 総合人間自然科学研究科 _____ 専攻

就学者、雇用保険受給中の方、専業主婦又は専業主夫、60歳以上の方は提出不要です。
 アルバイト収入がある場合は、無職とはしません。収入に関する書類を提出してください。

無職の方の氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)
免除申請者との続柄	
無 職 の 理 由	<p>■失職の場合 (※印の項目は、いずれかにチェックを入れてください。)</p> <p>・失職の年月日 (年 月 日)</p> <p>・雇用保険の状況※ (失業手当)</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;">□</div> <div>制度なし</div> </div> <div style="margin-right: 10px;">□</div> <div>申請予定 (月 日頃) <small>注)</small></div> <div style="margin-right: 10px;">□</div> <div>受給終了^{注)} (年 月 日)</div>

注) 雇用保険受給終了の場合は、受給者証のコピーを添付してください。

また、雇用保険を申請予定の方は、受給者証が発行され次第コピーを提出してください。

(授業料免除願(様式 I)等に記入漏れ及び特別な事由等がある場合に提出する書類)

令和 年 月 日

高知大学長 殿

申 立 書

学資負担者氏名

申請者氏名

学 部
研究科

学科(課程)
専攻

年生

令和6年度第1学期分授業料免除の申請にあたり、学資負担者と連署で下記のとおり申し立てします。

1. 申立事項: _____

2. 事由等の説明

記入は全て黒のボールペンで（裏面金額欄だけは鉛筆で記入）

○を付けて選択

※ 免除 願 授 業 料 徴 収 猶 予

窓口への提出日を記入

令和 年 月 日

ただし、令和6年4月1日の状況を記入し、申請します。

高知大学長 殿

下記の理由により令和6年度 第1学期分 授業料 免除 徴収猶予 の許可を受けたいので、所定の書類を添えて出願します。

本 人	医 学部 医 学 科 学籍番号 B 1 2 3 K 4 5 6 Z 土佐さきがけプログラム 課程 育成コース 平成・令和 31 年度入学 6 年生
	氏 名 高 知 三 郎 (23 歳) 電 話 携 帯 電 話 番 号 090-0909-0000 男 女
現 住 所	〒123-4567 高知県高知市曙町二丁目 2-5
学 資 負 担 者	氏 名 学資負担者である父母等 (本人自筆の必要はありません) 電 話 03-5321-1111 本人との続柄
	現 住 所 〒163-8001 東京都新宿区神田二丁目 8-1
日本学生支援機構給付奨学金について <input type="checkbox"/> 現在受給中 <input type="checkbox"/> 現在停止中 <input checked="" type="checkbox"/> 受給していない	
<p>該当項目にチェックを入れてください</p> <input type="checkbox"/> 支援対象であった <input checked="" type="checkbox"/> 支援対象であった <input type="checkbox"/> 収入基準 <input type="checkbox"/> 資産基準 <input type="checkbox"/> 入学時期 <input type="checkbox"/> 学業基準	
<p>出願理由 [授業料納付が困難で免除を希望するにいたった家庭事情や、その他説明を要するこ 的に出願者本人] が記入すること。</p> <p>家庭状況・経済状況をできるだけ詳しく記入してください</p> <p>新制度で支援対象外となった理由に チェックを入れてください。</p>	
<p>該当者は記入</p>	
前年の授業料	第1学期※ 納付済・全免・半免・一部・不許可・申請なし 第2学期※ 納付済・全免・半免・一部・不許可・申請なし
休学歴	期間 年 月 日 ~ 年 月 日 理由 ※ 留学・病気・その他 ()
<p>注) 1. ※印のところは該当するものを○で囲むこと。 2. 独立生計者に該当する場合は、学資負担者欄への記入は不要です。</p>	

4月1日の状況で記入

※提出後に変更があった場合は締切り後でも必ず申し出ること。
 学籍番号 (B 1 2 3 K 4 5 6 Z)

家 庭 調 査

家族の住所		〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8-1		(電話) 03 (5321) 1111					
家庭の状況	就学者を除く家族	氏名	年齢	現在の職業	在職期間	勤務先・役職名	給与所得の収入金額(税込)千円	所得金額(税込)千円	
		父 ※	高知 △ 男	50	会社員・自営業 無職 など	年数 記入	(株) 高知商会 など名称を記入		
		母	高知 △ 子	45	パート・無職 専業主婦 など	年数 記入	(無職の場合の年 ← 数は不要)		
		祖父	高知 太 郎	72	無職				
		兄 ×	高知 ○ ○	24	アルバイト	2年	○○販売店		
就学者	本人	氏名	年齢	奨学金 受給状況	日本学生支援機構 給付奨学金 受給区分 (第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分)				
		通学	0 自宅 1 自宅外	※最新の状況 を記入	月額 (円)				
	続柄	氏名	設置 区分	在学学校 (学年)		通学 区分	学校区分		
	弟	高知 ○ △ (21歳)	0国立 1公立 2私立	学校名 (年)		0自宅 1自宅外	0小学校 1中学校 2高校 3大学 4高専 5専修学校(高専) 6専修学校(専門)		
	弟	高知 △ △ (18歳)	0国立 1公立 2私立	学校名 (年)		0自宅 1自宅外	0小学校 1中学校 2高校 3大学 4高専 5専修学校(高専) 6専修学校(専門)		
	妹	高知 □ □ (15歳)	0国立 1公立 2私立	学校名 (年)		0自宅 1自宅外	0小学校 1中学校 2高校 3大学 4高専 5専修学校(高専) 6専修学校(専門)		
			0国立 1公立 2私立	学校名 (年)		0自宅 1自宅外	0小学校 1中学校 2高校 3大学 4高専 5専修学校(高専) 6専修学校(専門)		
			0国立 1公立 2私立	学校名 (年)		0自宅 1自宅外	0小学校 1中学校 2高校 3大学 4高専 5専修学校(高専) 6専修学校(専門)		
			0国立 1公立 2私立	学校名 (年)		0自宅 1自宅外	0小学校 1中学校 2高校 3大学 4高専 5専修学校(高専) 6専修学校(専門)		
	母子・父子世帯	<input type="checkbox"/> 父 無 死亡 ・ 生別 (年 月) 理由 () <input type="checkbox"/> 母 無 死亡 ・ 生別 (年 月) 理由 ()							
障害者等のいる世帯	続柄 () 障害者・原爆被爆者(障害者) 手帳番号 級 ()								
	続柄 () 障害者・原爆被爆者(障害者) 手帳番号 級 ()								
長期療養者	続柄 () 療養期間 年 月から 入院・通院・自宅療養 療養費(年額) (千 円)								
	続柄 () 療養期間 年 月から 入院・通院・自宅療養 療養費(年額) (千 円)								
学資負担者の別居	住居・光熱水費 (円/年)								
火災・風水害等の被害を受けた世帯	被害内容 被害額 (千円)								
その他	家族数	記入のこと 人	以下 大学記入欄	生活保護世帯	0 該当せず 1 該当	独立生計者 (大学院生)	0 該当せず 1 該当		

該当区分に○を付ける

※※
...
学別
資居
負担
者担
に者
に×
に印
○を
印す
をす
るす

以下、該当があれば記入

注) ※選択項目があるところは該当するものを○で囲むこと。